



特定非営利活動法人
難民支援協会(JAR)
調査員

いし かわ
石川えり
(写真右)

「韓国・ニュージーランド・日本 における難民保護を考える シンポジウム」を開催して —ニュージーランドの仕組みから学ぶ

はじめに

去る5月17日、難民支援協会(JAR)は韓国およびニュージーランドから難民保護に取り組む専門家を招き、国際シンポジウム「韓国・ニュージーランド・日本における難民保護のあり方を考える」を国際交流基金、UNHCR日本・韓国地域事務所による助成および「パリナック・ジャパンフォーラム 国内難民支援部会」他の後援を受け、東京都内に開催しました。当事者である難民自身も含めて、のべ250名が参加しました。以下、その模様をニュージーランドの仕組みを中心に報告します。

難民認定の あり方について

午前の部では、より公正な難民認定手続のあり方について、各国における実務を紹介しながら議論が行われました。

韓国の難民認定に関する法律は、日本の「出入国管理および難民認定法」をモデルに策定されています。その結果、難民認定制度も、制度が抱える課題も共通点が多いのが現状です。不法滞在者の取り締まりを任務とする入国管理局が、しばしば不法滞在者となってしまう庇護希望者の人権を保護する役目を負うという難しさを抱えていること。また不服審査機関が第一審査機関と同一であるという非独立

性の問題などは、韓国においても指摘されてきました。

日本でも、ちょうど国会で、「出入国管理及び難民認定法」の改正案が上程された時期であり、改正の主要な点であった「申請期限(60日ルール)の撤廃」、「難民申請者中の法的地位を確保する仮滞在許可制度」の新設などについて、実務の立場から検討がなされました。パネリストからは公正な手続を確保するため、審査の独立性、とりわけ一次審査が不認定となった後の不服審査についての改善が強く望まれるとのコメントがありました。

ニュージーランドでは、不服審査は、一次審査機関とは別に内閣の権限下にある「難民の地位控訴局(Refugee Status Appeals Authority)」が行うという、さらに先進的な仕組みが構築されています。このような独立性などの要件が満たされることにより、適正で透明性の高い難民認定制度が実現されると言えるのではないのでしょうか。

ニュージーランドにおける 政府・NGO・市民社会の協働

午後のセッションでは、ニュージーランドで難民の再定住支援を行う最大のNGO(非政府組織)、「難民・移民サービス(RMS)」代表のピーター・コットン氏が、ニュージーランドの難民申請者への支援制度、政府とNGOとのパートナーシップ、そして市民社会の役割について説明しました。

日本や韓国では、庇護希望者や難民への包括的な支援がないために彼/彼女たちは医療・就労・住居の面において様々な苦勞に直面しています。一方、ニュージーランドでは難民申請者の就労が認められており、失業時には生活保障制度もあるなど、難民申請を行った人に対しては、結果の出る日まで、責任をもって支

援する仕組みができています。

また、ニュージーランドでは、難民への支援は政府とNGOの連携により具体的に進められています。RMSの予算の約70%が政府からの拠出金であることから判るように、難民保護に関し、政府がNGOに対し「難民受入れセンター」のカリキュラム実施など権限を委譲し、そして予算を割り当てています。言うまでもなく、この前提には政府・NGO間の信頼関係があります。「政府およびNGOが、それぞれの立場の違いから生じる現実感の相違を認識し、各々与えられた責任を果たしていくことが重要である」ということが指摘されました。

加えて、難民が住民として地域社会で生活していくための支援も、訓練を受けた500人におよぶ市民によって進められています。その支援内容は難民が抱える様々なニーズに対応し、住居に関する情報の提供、就労に関する相談、語学教育など多岐にわたっています。このような市民参加型の支援が、難民支援を市民に、引いては社会全体に根付かせることに繋がっていくことが強調されました。

「難民は社会にとっての荷物ではなく、潜在的な貢献者である」、このコットン氏のメッセージをより多くの人とともに受け止められる環境を日本でも作っていきたいと考えています。

注：第156回国会に上程されていた「出入国管理及び難民認定法」の改正案は、継続審査となりました。

同会議の報告書が9月中旬に発行されます。ご希望の方は難民支援協会まで。
(<http://www.refugee.or.jp>, tel: 03-5225-2135)



当日は、認定された難民や弁護士、研究者、学生などが参加した。写真提供：JAR

	人口	難民認定数
ニュージーランド	約400万人	502人
韓国	約4700万人	1人
日本	約1億3000万人	14人

※難民認定数は、ニュージーランドは2001年末現在、韓国と日本は2002年末の数字(UNHCRデータより)。